

国 保・年金

保険証の記載内容の変更

市内での住所変更、世帯主変更をする場合は、国民健康保険加入者全員の保険証を持参してください。

また、保険証を紛失、破損した場合は、保険証の再交付申請を行ってください。

その際には、必ず本人を確認できるもの(運転免許証・パスポートなど)と認め印を持参してください。

※国民健康保険の手続きは、本庁・支所のみとなります。

国民年金課資格給付班(☎内線285・287)。

各種保険証は届いていますか

8月1日から使用する後期高齢者医療被保険者証と国民健康保険被保険者証(加入者一人について1枚のカード)を、ご本人(国保は世帯主)あてに簡易書留郵便で送付しましたが、不在により返送されているものがあります。

あります。

まだ、受け取っていない人は、左記まで連絡し、本人を確認できるもの(運転免許証・パスポートなど)を持参し、窓口までお越しください。

【後期高齢者医療被保険者証】国保年金課高齢者医療年金(☎内線289・299)。  
【国民健康保険被保険者証】国保年金課資格給付班(☎内線285・287)。

外国人の国民健康保険が変更になる

平成24年7月9日から住民基本台帳法の一部改正に伴い、国民健康保険が変更になりました。在留期間が3カ月を超えて1年未満の外国人も国民健康保険に加入できるようになりました。

加入できる外国人

※職場の健康保険に加入していない人で、次のいずれかに該当する場合。

- ①住民基本台帳に登録がある人
- ②住民基本台帳に登録がなくても、3カ月を超える在留期間を認められた人。

※在留期間が3カ月以下であっても「興行」「技能実習」「家族滞在」「特定活動(医療目的を除く)」の在留資格をもって滞在する人は、客観的な資料等により加入できる場合もあるため、窓口へ相談してください。

◆加入手続き  
①在留カードまたは外国人登録証明書②パスポート。  
※①②を持参し、窓口で手続きしてください。

◆現在加入している外国人  
既に国民健康保険に加入している外国人については、今回の変更に伴う手続きはありません。保険証更新により今回送付した保険証の表記については、従前使用していた保険証の内容で作成されています。

氏名などの表記方法について誤っている場合は、窓口へ相談してください。

職場の健康保険に加入・喪失したり、住民登録の変更が生じた場合は、窓口で手続きしてください。

国民健康保険人間ドック・脳ドック検査助成の申請  
国民健康保険に1年以上加入している40歳以上で、左記の要件を満たしている人は、事前申請することで検査費用の2分の1の額が助成されます。

●要件：①国民健康保険税を完納している②人間ドック受検者は、当該年度に特定健康診査を受診していない。  
●限度額：【人間ドック】30,000円。【脳ドック】20,000円。

●申請方法：①検査医療機関を予約する(指定医療機関なし)。  
②申請書を記入し、検査日より1週間前までに、本庁・支所へ提出する(申請書は、市ホームページまたは市国保年金課、印旛支所・本郷支所にあります)。  
※検査後の申請では、検査費用の助成は受けられません。

●申請の方法は、被保険者証・印鑑をお持ちになって、国保年金課高齢者医療年金班または印旛支所・本郷支所の市民福祉課の窓口で申請してください(郵送可)。

●国保年金課高齢者医療年金班(☎内線288・289)。

②申請書を記入し、検査日より1週間前までに、本庁・支所へ提出する(申請書は、市ホームページまたは市国保年金課、印旛支所・本郷支所にあります)。

※検査後の申請では、助成を受けられませんのでご注意ください。

国民健康保険人間ドック・脳ドック検査費用を助成  
後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成しています。

※次のいずれかに該当する人は対象となります。  
①後期高齢者医療保険料を滞納している人。  
②市で実施する健康診査を受診した人(脳ドックのみの検査は対象となります)。

●人間ドック：検査費用の2分の1(30,000円限度)。  
●脳ドック：検査費用の2分の1(20,000円限度)。

●検査医療機関に予約を申しましたら、検査を受ける一週間前までに申請してください(申請書は市ホームページまたは市国保年金課、印旛支所・本郷支所にあります)。

●申請の方法は、被保険者証・印鑑をお持ちになって、国保年金課高齢者医療年金班または印旛支所・本郷支所の市民福祉課の窓口で申請してください(郵送可)。

●国保年金課高齢者医療年金班(☎内線288・289)。

国民年金第1号被保険者で海外へ転出する人へ

国民年金の第1号被保険者(自営業や学生の人など)が海外へ転出する場合は届け出が必要ですが、日本国籍の人であれば、国民年金の任意で加入することができません。

任意加入を希望する人は、転出される際に手続きをお願いします。

海外転出した場合、国民年金第1号被保険者の資格が喪失されますが、日本国籍の人であれば、国民年金の任意で加入することができません。

年金相談所を開設します

社会保険労務士による年金に関する相談所を開設します。

年金請求手続きや加入記録の確認、厚生年金に関することおよびそのほか年金制度に関することなどお気軽にご相談ください。

☎8月23日(木)・午前10時～午後3時15分。  
※相談時間：一人30分間。  
☎本郷支所1階住民相談室。  
☎8月9日(木)までに左記へ(先着順)。

☎8月9日(木)・午後1時～。

☎9月9日(日)・午後1時～。

☎9月9日(日)・午後1時～。

都市

印西市被災者住宅再建資金  
市では、千葉県と共に、東北地方太平洋沖地震の被災者が住宅再建のために一定額の資金を金融機関から借り入れた場合、その利子の一部を利子支払い開始日から5年間補給する補助金制度の運用を行っていましたが、引き続き制度を運用してまいります。

なお、利子補給の対象となる建物や申込者につきましては条件があり、また申し込みや融資実行に期限がありますのでご注意ください。

※詳しくは左記へ。  
☎建築課住宅班(☎内線776)。

マンション管理組合セミナー  
市ではマンション管理士がマンション管理組合のご相談を受ける相談会、管理組合活動に役立つセミナー交流会を行います。

☎9月9日(日)・午後1時～。

☎9月9日(日)・午後1時～。

☎9月9日(日)・午後1時～。

☎9月9日(日)・午後1時～。

☎9月9日(日)・午後1時～。

水辺は危険

夏休みに入ると子どもたちが水辺で遊ぶ姿をよく見かけます。水辺には土地改良区などが管理する揚排水機場や水門などがあり、これらの付近は水深が深く、水の流れも速いので大変危険です。施設付近で遊んでいる子どもを見かけたら注意してください。

☎農政課振興班(☎内線374)。

税金

個人事業税の納期内納付

個人事業税の第1期分の納期限は、8月31日(金)です。

納税通知書は8月中旬に送付しますので、最寄りの金融機関で納めてください。

☎9月9日(日)・午後1時～。

凡例 曜日 会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ ホームページ その他 携帯電話